

# 井原市建設工事等入札結果公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する建設工事等入札結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、市が発注する建設工事、建設関連委託業務及び物品購入業務(以下「建設工事等」という。)とする。

(公表)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより業者名、入札者の入札経過及び結果並びに契約の状況を公表するものとする。

(公表の方式)

第4条 公表の方式は、閲覧によるものとする。

(公表の期間等)

第5条 公表の期間は、1年間とする。

2 入札業者名、入札経過及び結果は、入札執行日から、随意契約による建設工事等については、契約日の翌日からそれぞれ公表する。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第6条 第4条の閲覧は、契約担当課が指定した場所で行う。

2 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日は閲覧に供しない。

(閲覧の手続)

第7条 閲覧しようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この要綱又は係員の指示に従わないとき。

(2) 関係書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(昭和56年告示26号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 1 日告示第 7 4 号）

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 2 5 日告示第 7 4 号）

この要綱は、平成 7 年 7 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 7 月 1 9 日告示第 6 8 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 8 月 1 日告示第 8 6 号）

この要綱は、告示の日から施行する。